

◎新潟県告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、六九地区土地改良事業共同施行から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成30年5月28日から平成30年6月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県新発田地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地 区 名 | 事 業 名 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 |
|------------------------|--------------|-----------|----------|--------|
| 阿賀野市 六九地区土地改良事業共同施行 | 六九 (全換地区) | 区画整理（非補助） | 換地計画書の写し | 阿賀野市役所 |

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。